

# 青森県報

第四千二百二十四号

平成二十八年  
十一月十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	（環境保全課）	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	（保健衛生課）	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主たる指定	（保健衛生課）	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治医の届出	（同）	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し	（同）	二
特定行為業務の登録	（高齢福祉課）	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）	三
身体障害者福祉法による医師の指定	（同）	三
飼料の試験の結果の概要	（畜産課）	三
地籍調査事業計画	（農村整備課）	四
道路の区域の変更	（道路課）	四
道路の供用の開始	（同）	五
地域森林計画の案の縦覧	（林政課）	五
地域森林計画の変更案の縦覧	（同）	五
右 同	（同）	六

右 同……………（同）…六

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………（事務局）…六

## 告 示

### 青森県告示第七百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
一般廃棄物の最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国東小国山一六九の一部

### 青森県告示第七百四十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

中央薬品株式会社中央調剤薬  
局大野支店

青森市大字大野字片岡二五の二

平成  
二六・二・一

青森県告示第七百五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	指定医 の区分
工藤 整	熊谷 玄太	熊谷 玄太	熊谷 玄太	三浦 和知	三浦 和知	氏 名
院学弘前 部前大 附属学 病医	院機人独 構国立 弘前病 前病院 法	院学弘前 部前大 附属学 病医	院青森市 市民病 院	院学弘前 部前大 附属学 病医	院機人独 構国立 弘前病 前病院 法	名 称
五弘前 三市大 字本 町	町弘前 一市大 字富 野	五弘前 三市大 字本 町	目青森 一四の 二〇一 丁	五弘前 三市大 字本 町	町弘前 一市大 字富 野	所 在 地
整形外 科	整形外 科	整形外 科	整形外 科	整形外 科	整形外 科	担 当 す る 診 療 科 名
二六・二 〇・一	二六・四 一	二六・四 一	二六・四 一	二七・〇 一	二七・〇 一	年 月 日 更 改

変更後	変更前
定難病指 医	定難病指 医
竹内 政道	竹内 政道
中央病 院	公立野 辺地 院
十和田 市立 中央 病院	上北郡 野辺地 町 字鳴 沢九の 一二
番町一 四の八	十和田 市西 十二
整形外 科	整形外 科
"	"

青森県告示第七百六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医難病指 定	医難病指 定	区指定 医の 氏 名	主として 指定難病 の診断 を行う 医療機 関	担 当 す る 診 療 科 名	取 消 指 定 日 年 月 日
博佐々 木規	塩崎 崇	氏 名	院学弘前 部前大 附属学 病医	整形外 科	平成 二六・二 一・二
五弘前 三市大 字本 町	五弘前 三市大 字本 町	名 称	院学弘前 部前大 附属学 病医	整形外 科	"
五弘前 三市大 字本 町	五弘前 三市大 字本 町	所 在 地	院学弘前 部前大 附属学 病医	整形外 科	"

青森県告示第七百七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日録	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二〇〇一 一五九	平成 二六・九・二七	社会福祉法人田舎福祉協議会	南津軽郡田舎館村大字八反の館	特別養護老人ホーム	南津軽郡田舎館村大字畑中	平成 二六・九・二七	地域密着型介護施設 生活介護

青森県告示第七百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ニチイケアセンター三沢訪問看護ステーション	三沢市大町二丁目八の三	平成 二六・二・一

青森県告示第七百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニミックス	28.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 ノーサンEP仕上用	28.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
阿部 直樹	つがる西北五 つがる 広域連合つが る総合病院	循環器内科（心臓機能障害）	平成 二六・二・一

青森県告示第七百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十八年九月六日、同月十三日及び同年十月十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	子豚ヌスター (M)	28.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ITOCHU ハイリー F17S 3E	28.9	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パワーチップクヅK後期	28.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	28.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 スベシヤルホークCマッシュ	28.10	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無

青森県告示第七百一十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十八年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十二月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
八戸市	大字十日市字赤御堂、大字十日市字松ヶ崎、大字十日市字長根	平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	----

1	国 道	一〇四号	三戸郡三戸町大字斗内字株栗一一六から 三戸郡三戸町大字斗内字上川原四〇の一まで	後	二四・六〇メートルから 二三・〇〇メートルまで	五〇・一〇メートル	
				後	一七・八〇メートルから 一七・〇〇メートルまで	四四・〇〇メートル	
				前	一七・八〇メートルから 一七・〇〇メートルまで	四四・〇〇メートル	

青森県告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十二月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道一〇四号	三戸郡三戸町大字斗内字株栗一一六から 三戸郡三戸町大字斗内字上川原四〇の一まで	平成二六・二二

公 告

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十九年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、

上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十七年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成二十六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十八年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月十二日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成28年9月14日付け青森県報号外第82号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成28年11月11日

青森県監査委員 泉 山 哲 草

同 川 嶋 由 紀 子

同 夏 堀 浩 一

同 沼 尾 啓 一

監査箇所名	監査結果	措置の内容



団体経営改善課	収入未済の解消に努めること。	引き続き債務者に対する個別面談等を実施し、収入未済の早期解消に努めることとした。
林政課	収入未済の解消に努めること。	引き続き債務者に対する個別面談等を実施し、収入未済の早期解消に努めることとした。
港湾空港課	賃金において、非労働事務員に係る勤務の割振りが適正でないものがある。	これまででは勤務割を庶務担当者が1名が作成しチエックしていたが、作成後の職員でチェックを行うこととした。
建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	県住宅供給公社の清算結算権に付いては、債権者による督促を行うなど、収入未済の解消に努めていくこととした。
青森空港管理事務所	現金の払込みが遅延しているものがある。	現金の徴収日及び銀行入し、所収納日をカレンダーに記入し、所収内職員の状況を共有し、再発防止を図ることとした。
消防保安課	需用費において、支払手続が遅延しているものがある。	販売業者に対し、納品検査合格後の速やかな請求した。職員は財務の適正化を財務課員に対して改めて周知徹底した。
誘客交流課	旅費において、概算私の精算手続が遅延しているものがある。	旅費の精算手続が遅延するものがないよう、経理担当者と連携し状況を随時確認することとした。
青森県立中央病院	過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話での催促のほか、訪問徴収専門職員による計画的な訪問徴収や未納者に対する簡易裁判所への支払督促の申立て

青森県立つくしが丘病院	過年度医業未収金の解消に努めること。	当年度は、25,621,412円の純利益を計上したものの、累積欠損金が613,267,713円となっているので、その解消に努めること。	などの未収金回収に取り組みつつ、総しややの取組についても強化し、未収金の圧縮に努める。
青森県立金木高等学校	一時取扱金（契約保証金）において、手続が遅延しているものがある。	一時取扱金（契約保証金）において、手続が遅延しているものがある。	還付事務の進捗について確認を徹底するとともに、各職員が理解を深め、職の強化を図った。
青森県警察本部	収入未済の解消に努めること。	物品の亡失事故が発生しているものがある。	職員に対して、各種物品の適正管理の推進について指示した。今後とも物品の適正管理に係る合点指導を徹底することにより再発防止を図る。
スポーツ健康課	負担金、補助及び支払手続が遅延しているものがある。	負担金に付いて、支払手続が遅延しているものがある。	交付決定日をはじめとした支払手続の進捗状況について、二覧表を掲示するなどにより、複数人による情報共有を図った。
文化財保護課	報償費において、過年度支出となっているものがある。	指摘事項について、職員に周知し関係規程等の遵守を指導するとともに、複数人によるチエック体制の強化を図った。	

(発行所・発行人) 青森県報 編集 青森県報社  
(印刷所・販売人) 青森県報社 印刷 青森県報社  
〒990-0001 青森県青森市中央二丁目14番14号